

ノースジャパン素材流通協同組合 再造林促進奨励事業実施要領

平成27年 7月 9日制定
令和 2年 6月 9日改正

第1 趣旨

この要領は、人工林の森林資源サイクルの構築と社会的貢献への寄与を目的として、人工林の伐採から植栽までを継続して行い、もって再造林の促進を奨励するため、その経費の一部を助成するものである。

第2 事業の内容

- 1 ノースジャパン素材流通協同組合の組合員（以下「組合員」という。）が行う人工林の伐採（伐採前刈払を含む）から植栽において、一定の方式による作業（①重機等使用による地拵え、②低密度植栽で造林を行う（一般的植栽密度の80%程度）③再造林基金からの助成を受けていない場所、で実施した再造林に対して、定額の助成を行うものとする。また、選択作業（除草剤散布・その他の作業）を実施した場合は助成加算とする。
- 2 対象となる組合員は、造林補助金受給者とし、実施すべき作業は、別紙のとおりとする。

第3 実施期間

この事業の実施期間は、当該年度の前年度末地拵え・当該年度植栽、当該年度地拵え・当該年度の翌年度（苗木が手配済で、年度当初に植栽が確実なもの）も含むものとする。

第4 助成金の申請

- 1 本事業の助成を受けようとする組合員は、再造林促進奨励事業助成金申請書（別紙様式）及び実施した作業の経費が確認できる書類を事業実施後にノースジャパン素材流通協同組合理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。

第5 助成金の交付

- 1 理事長は、提出された書類を基に助成金支給の可否を判断し、適当と認めた場合は別に定める助成金を事業実施者に交付するものとする。

2 助成する金額は、別紙のとおりとする。

第6 プロジェクト委員会の設置

1 理事長は、再造林促進プロジェクト委員会（以下「プロジェクト委員会」という。）を設置し、事業内容の検討等を行なわせるものとする。

2 プロジェクト委員会は、経費削減と更新確保の視点で、事業内容を検討し、事業の実施結果、実施上の課題、課題解決法等の取りまとめを行い、理事長へ報告するものとする。

第7 その他

1 事業実施者は、必要に応じて、理事長と協議するとともに、県や市町村、森林組合等の指導、協力を受けるものとする。

2 本事業の実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、理事長が事業実施者と協議し、その都度決定するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

【助成条件・作業内容】

区分	作業名	作業内容
必須作業 (※1)	地拵作業	①グラップル等の重機を使用して作業を行う。なお、落葉層や表土は剥がないように注意するものとする。
	植栽作業	①樹種はスギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、広葉樹とする。 ②植栽本数は、一般的植栽本数の80%程度で行う。 (但し針葉樹の植栽本数は80%とする。)
選択作業 (※2)	植栽・下刈り作業の軽労化	①伐採前に、ササ等の林床植生に除草剤(茎葉処理剤)を散布し、伐採時あるいは地拵時に刈払いを行う。
		②その他 植栽・下刈り作業を軽労化できる作業を実施する。 (乗用下刈り機、ドローンによる苗木の運搬など)

※1 必須作業は必ず実施すること。

※2 選択作業は、①または②いずれか任意実施とする。

【助成金額】

- 1、助成金は、植栽面積により交付するものとする。ただし、1組合員1haを限度とする。
- 2、助成金の面積当たりの金額と選択作業実施の金額は下表のとおりとする。
()は一般苗使用の場合
- 3、再造林基金からの助成を受けていない場所
※青森県、岩手県は再造林基金から助成金を受けていない造林地とする。
- 4、対象地域
北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県

(助成金額/ha 当り)

植栽樹種	助成金額 (円)
スギ・ヒノキ	61,000(53,000)
カラマツ	55,000(42,000)
アカマツ	77,000(51,000)
広葉樹	(53,000)

(選択作業実施の加算助成金/ha 当り)

作業名	加算助成金 (円)
除草剤散布	30,000
その他作業	作業実費ただし3万円を限度とする。